

令和 5 年 9 月 1 日

令和 5 年

第 3 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 87 号	大分市手数料条例及び大分市旅館業法施行条例の一部改正について
議第 88 号	大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 89 号	大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 90 号	大分市火災予防条例の一部改正について
議第 91 号	大分市立幼稚園条例の一部改正について
議第 92 号	大分市美術館照明器具の購入について
議第 93 号	土地買収について
議第 94 号	工事請負契約の変更について（家島緑地津波緊急避難施設整備工事）
議第 95 号	市道路線の認定及び廃止について
議第 96 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第 97 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第 98 号	損害賠償の額の決定並びに示談について

議第 87 号

大分市手数料条例及び大分市旅館業法施行条例の一部改正について  
大分市手数料条例及び大分市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市手数料条例及び大分市旅館業法施行条例の一部を改正する  
条例

(大分市手数料条例の一部改正)

第1条 大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第2の5の項第2号事務の欄中「又は第3条の3第1項」を「、第3  
条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

別表第2の17の項第4号事務の欄中「確認規定」を「確認規程」に改め、  
同号手数料の名称の欄中「確認規定認定申請手数料」を「確認規程認定申請  
手数料」に改め、同項第5号事務の欄中「確認規定」を「確認規程」に改め、  
同号手数料の名称の欄中「確認規定変更認定申請手数料」を「確認規程変更  
認定申請手数料」に改める。

(大分市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 大分市旅館業法施行条例（平成24年大分市条例第55号）の一部を  
次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分及び第3条各号列記以外の部分中「及び  
第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改め  
る。

第5条各号列記以外の部分中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

#### 提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、事業の譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査に係る手数料の額を定めるとともに、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 88 号

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大分市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 89 号

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大分市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における」を「当分の間、」に、「令和 7 年 3 月 31 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に放課後児童支援員としての業務に従事する者については、この条例による改正後の附則第 3 項の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

## 提案理由

放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置を定めたく本案を提出する。

## 議第 90 号

大分市火災予防条例の一部改正について

大分市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市火災予防条例の一部を改正する条例

大分市火災予防条例（昭和38年大分市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、



又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第26条の見出しを「(がん具煙火)」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

第45条第2号中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

別表第3 厨房設備の部を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15注	15	15注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15注	15	15注		
			不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—		0
					据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—		0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30
	上記に分類されないもの			使用温度が80℃以上のもの	—	250	200	300	200		

	使用温度が30 0℃以上800 ℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が30 0℃未満のもの	—	100	50	100	50

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の大分市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

## 提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 91 号

大分市立幼稚園条例の一部改正について

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例

大分市立幼稚園条例（昭和39年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表大分市立桃園幼稚園の項及び大分市立別保幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

大分市立桃園幼稚園及び大分市立別保幼稚園を廃止いたしたく本案を提出する。

議第 92 号

大分市美術館照明器具の購入について

次のとおり大分市美術館照明器具を購入する。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称   | 大分市美術館照明器具                                       |
| 2 | 数 量   | LEDスポットライト 662個                                  |
| 3 | 購入金額  | 82,885,000円                                      |
| 4 | 購 入 先 | 東京都港区芝二丁目5番10号<br>ライトアンドリヒト株式会社<br>代表取締役 増 澤 大 助 |

提案理由

大分市美術館照明器具を購入いたしたく本案を提出する。

議第 93 号

土地買収について

次のとおり土地を買収する。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

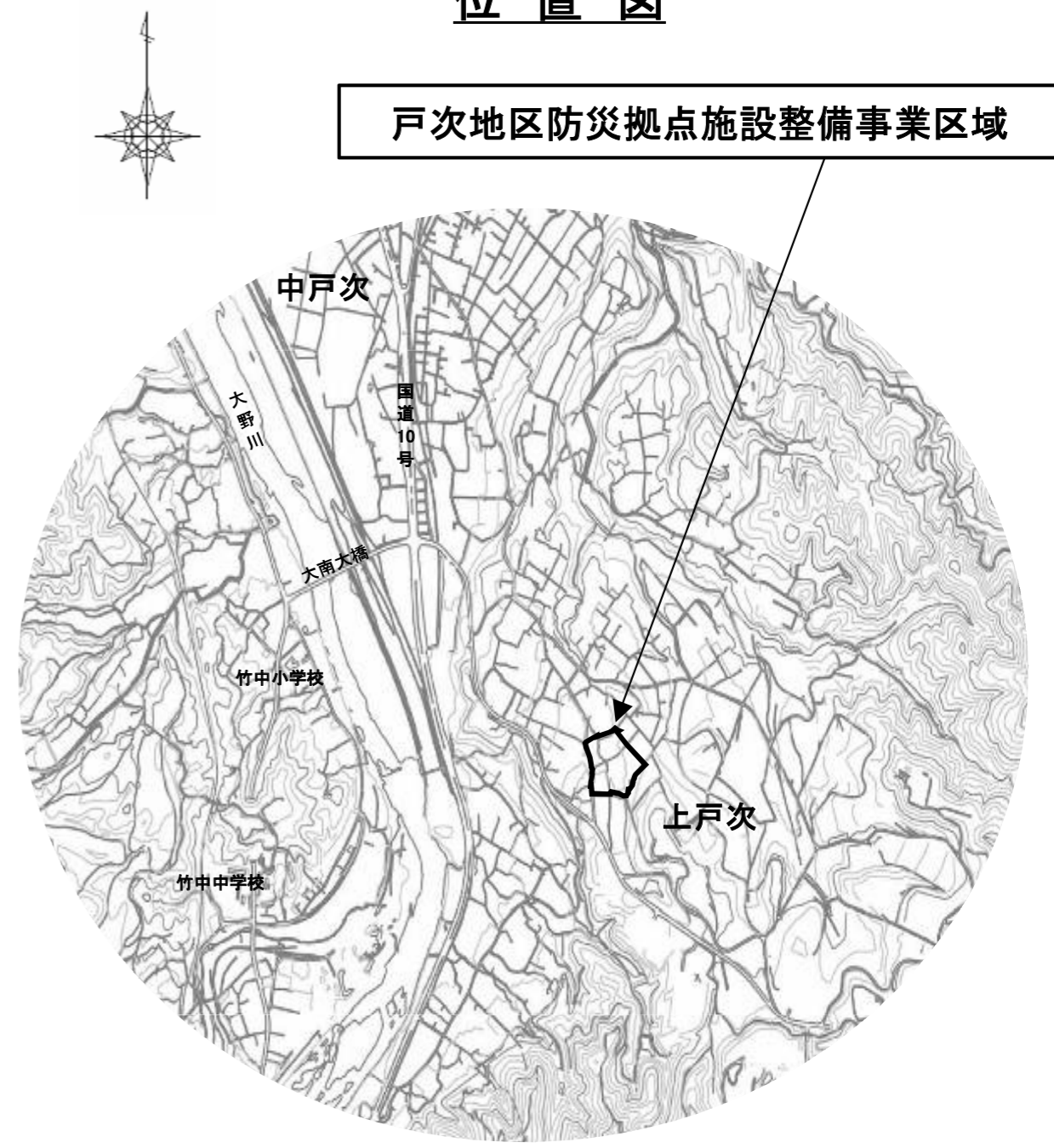
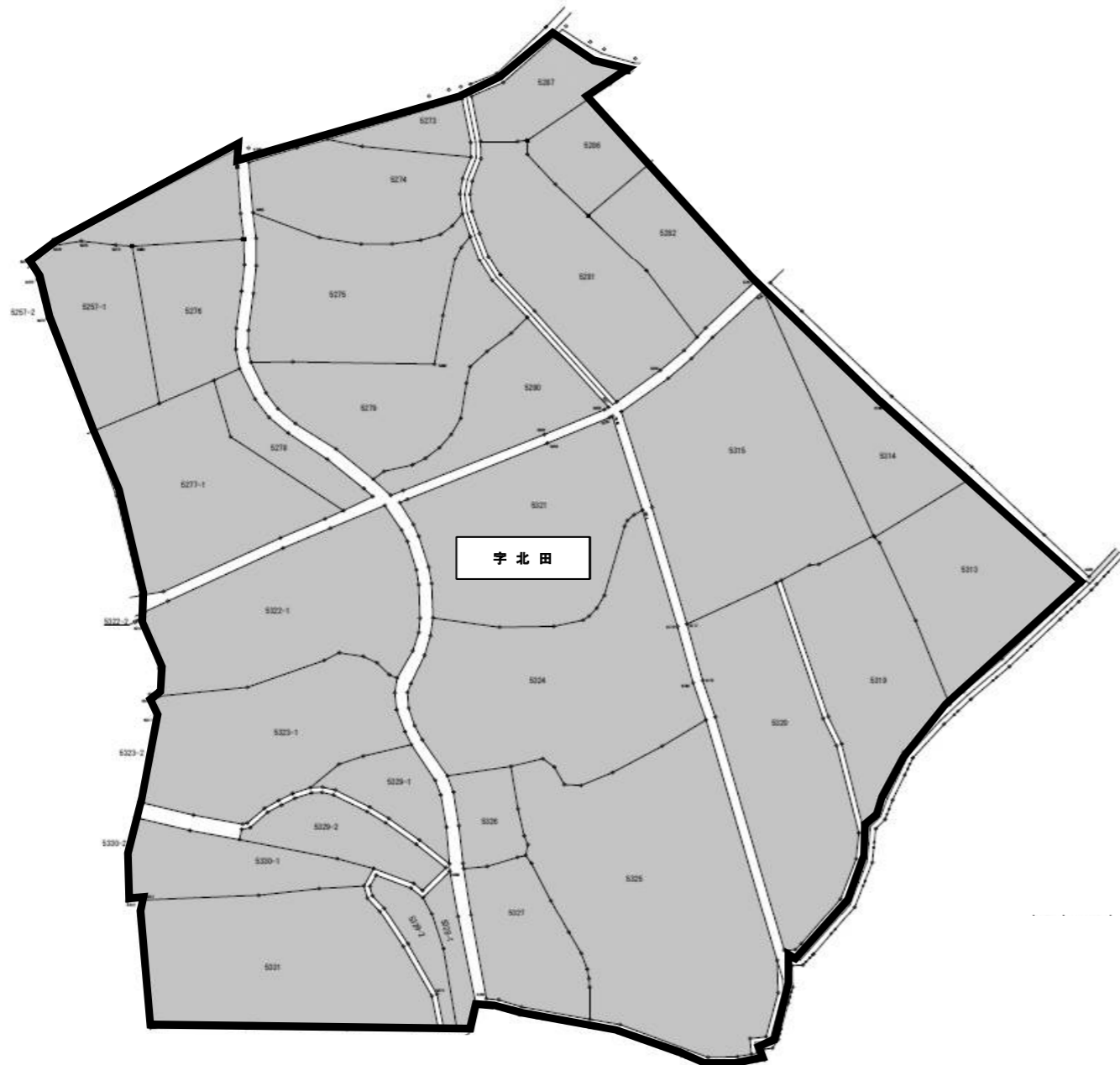
- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 買収の目的 | 戸次地区防災拠点施設整備事業用地                           |
| 2 | 面 積   | 22,598.70平方メートル                            |
| 3 | 位 置   | 大分市大字上戸次字北田5257番1外31筆                      |
| 4 | 価 額   | 396,968,069円<br>平方メートル当たり 17,565円          |
| 5 | 相 手 方 | 大分市城崎町二丁目3番32号<br>大分県土地開発公社<br>理事長 山 本 修 司 |



提案理由

戸次地区防災拠点施設整備事業用地を買収いたしたく本案を提出する。

# 戸次地区防災拠点施設整備事業 用地買収箇所

# 位置図



-  . . . 戸次地区防災拠点施設整備事業区域
-  . . . 買収箇所

議第 94 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の一部を変更する。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 契約の目的 家島緑地津波緊急避難施設整備工事
- 2 契約締結年月日 令和4年8月5日
- 3 契約の相手方 センコー・ティーシージャパン特定建設工事共同企業体  
代表構成員  
大分市大字丹生193番地の6  
株式会社 センコー企画  
代表取締役 阿 南 宣 弘  
構成員  
大分市大字海原808番地  
株式会社 ティー・シージャパン  
代表取締役 阿 部 誠
- 4 変更事項 契約の金額  
変更前 194,480,000円  
変更後 214,716,863円

提案理由

家島緑地津波緊急避難施設整備工事請負契約について契約の金額を変更いたしたく本案を提出する。



議第 95 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のように認定し、及び廃止する。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	光吉19号線	大字光吉	大字光吉
2	光吉20号線	大字光吉	大字光吉
3	光吉21号線	大字光吉	大字光吉
4	光吉22号線	大字光吉	大字光吉
5	光吉23号線	大字光吉	大字光吉
1	丹生7号線	大字丹生	大字丹生
2	丹生8号線	大字丹生	大字丹生
	王子山の手町1号線	王子山の手町	王子山の手町
	王子中町1号線	王子中町	王子中町
	上野11号線	大字上野	大字上野

	津守30号線	大字津守	大字津守
	遠見3号線	大字三佐	大字三佐
	政所一丁目1号線	政所一丁目	政所一丁目
	中判田4号線	大字中判田	大字中判田

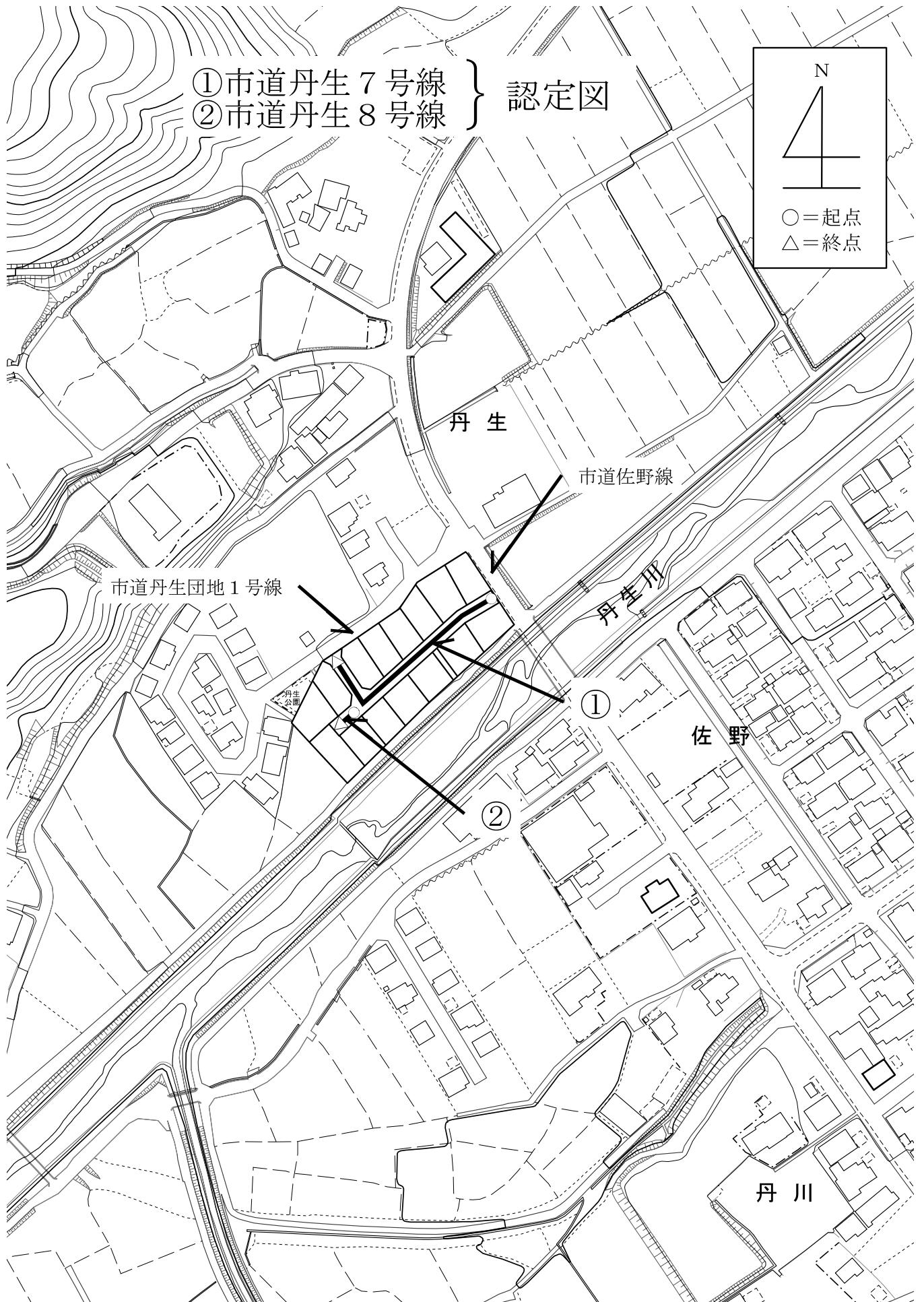
#### 廃止する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	松岡西山の手8号線	大字松岡	大字松岡

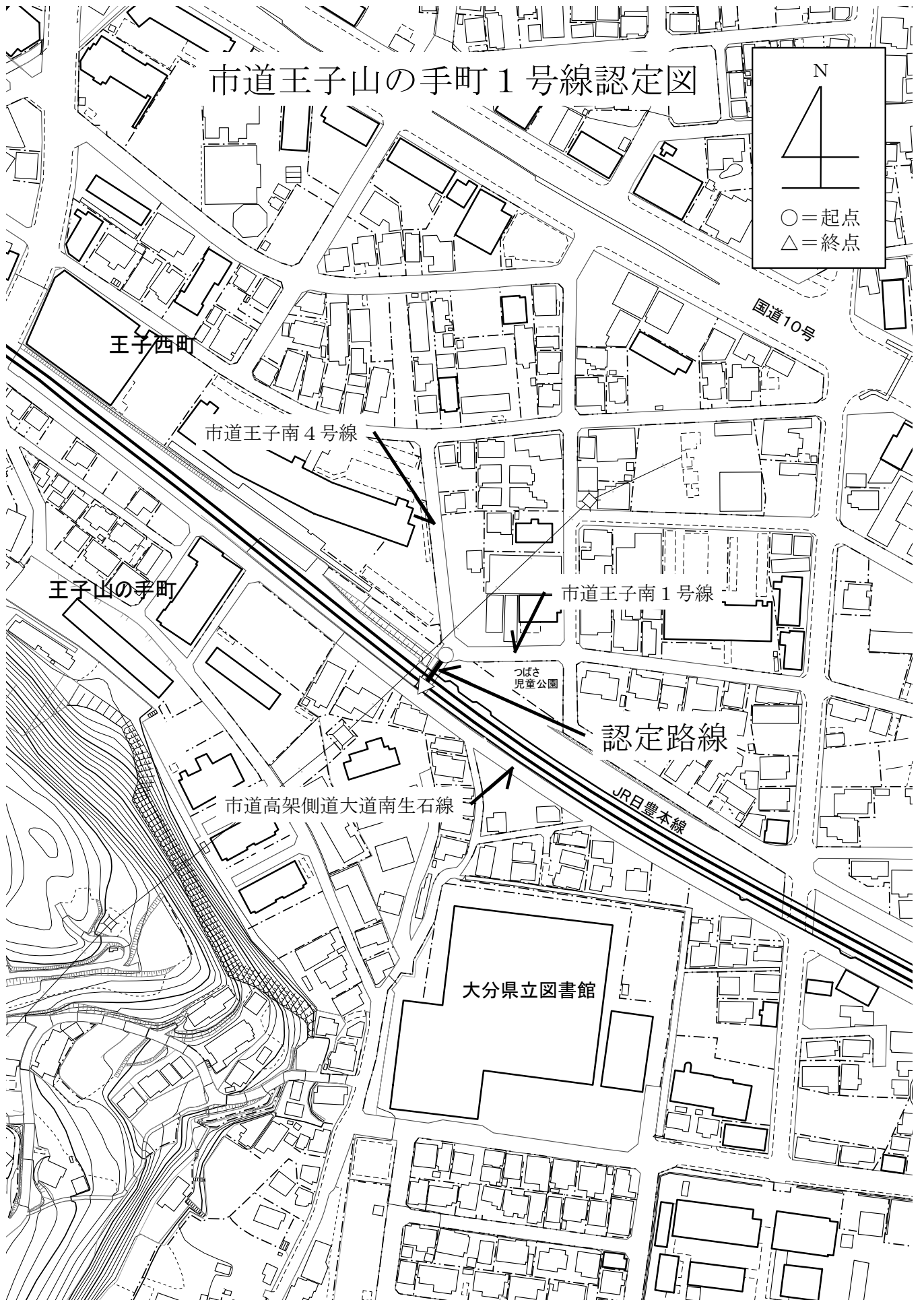
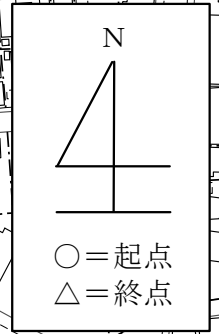
#### 提案理由

市道路線を認定し、及び廃止いたしたく道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により本案を提出する。

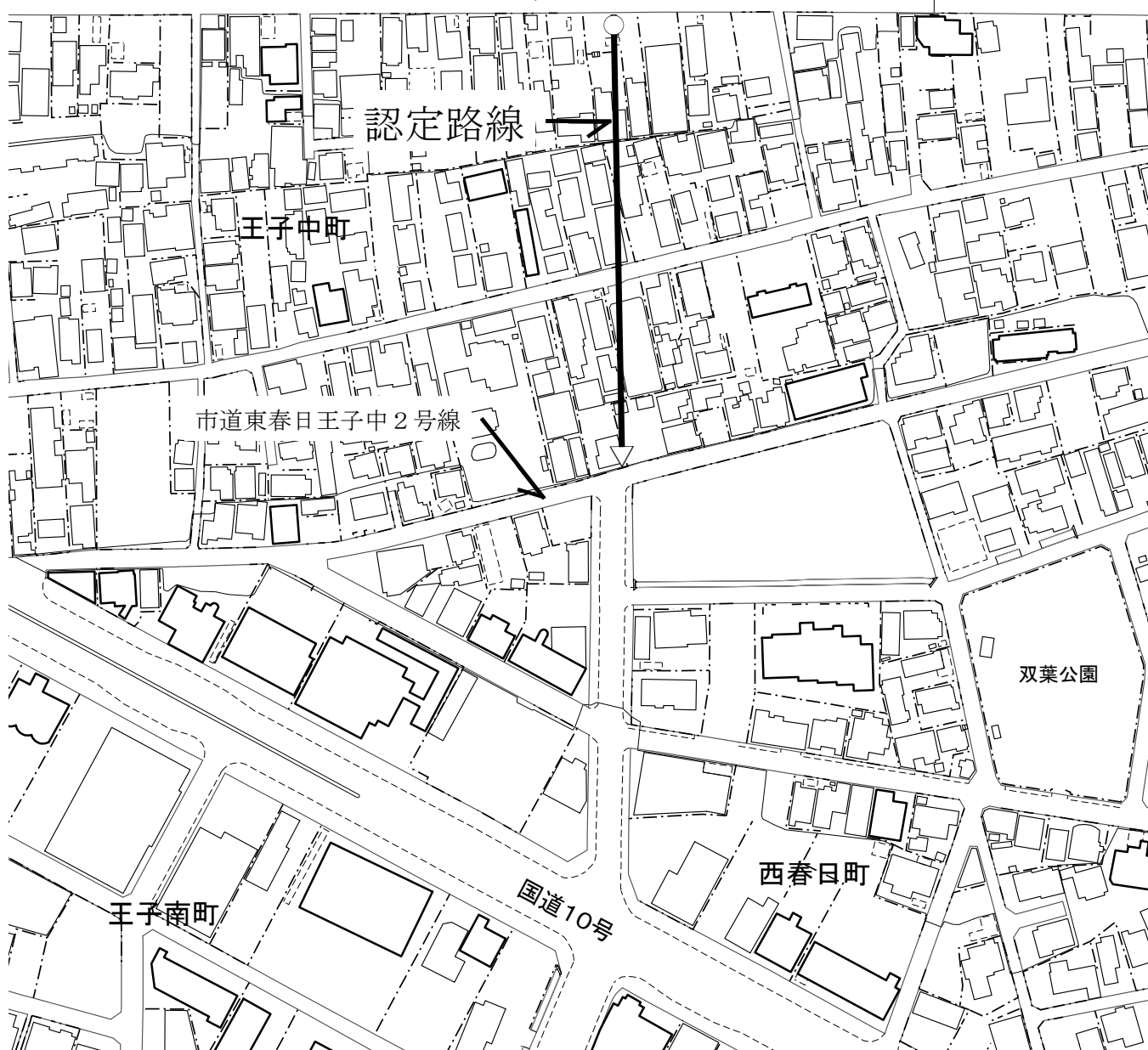




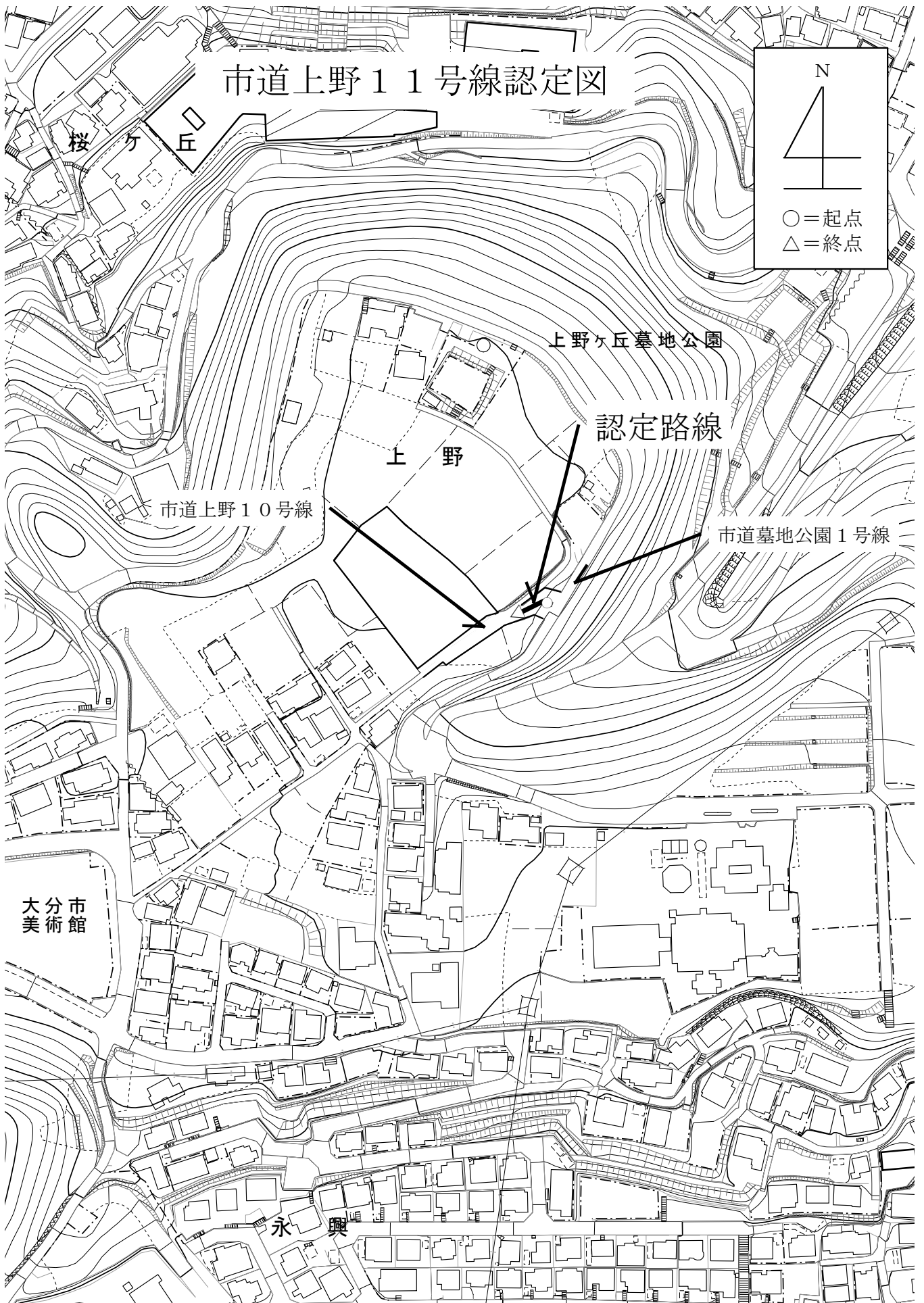
# 市道王子山の手町1号線認定図



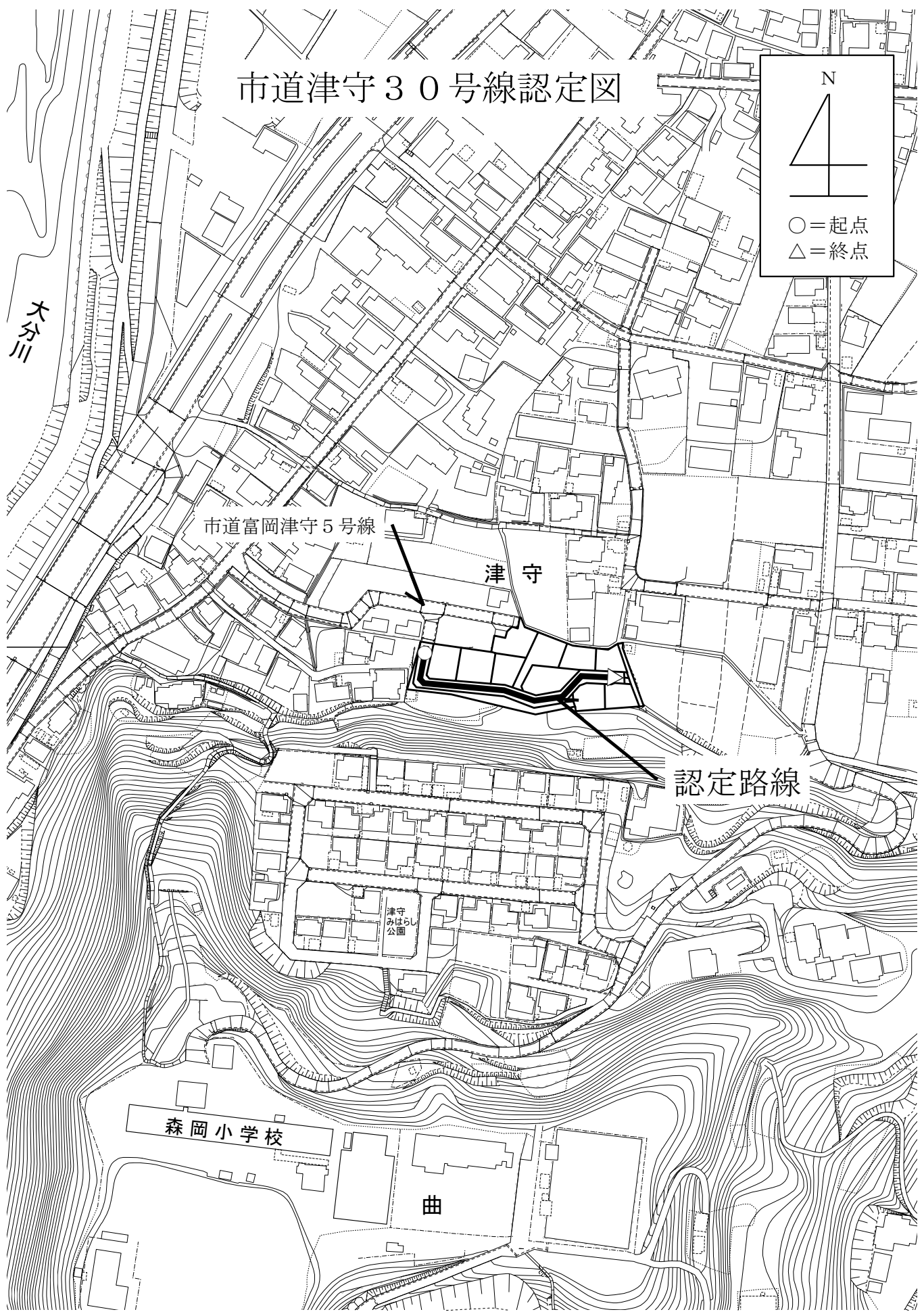
# 市道王子中町1号線認定図



# 市道上野11号線認定図



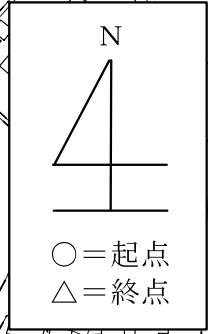
# 市道津守30号線認定図





# 市道遠見3号線認定図

三佐遠見  
児童公園



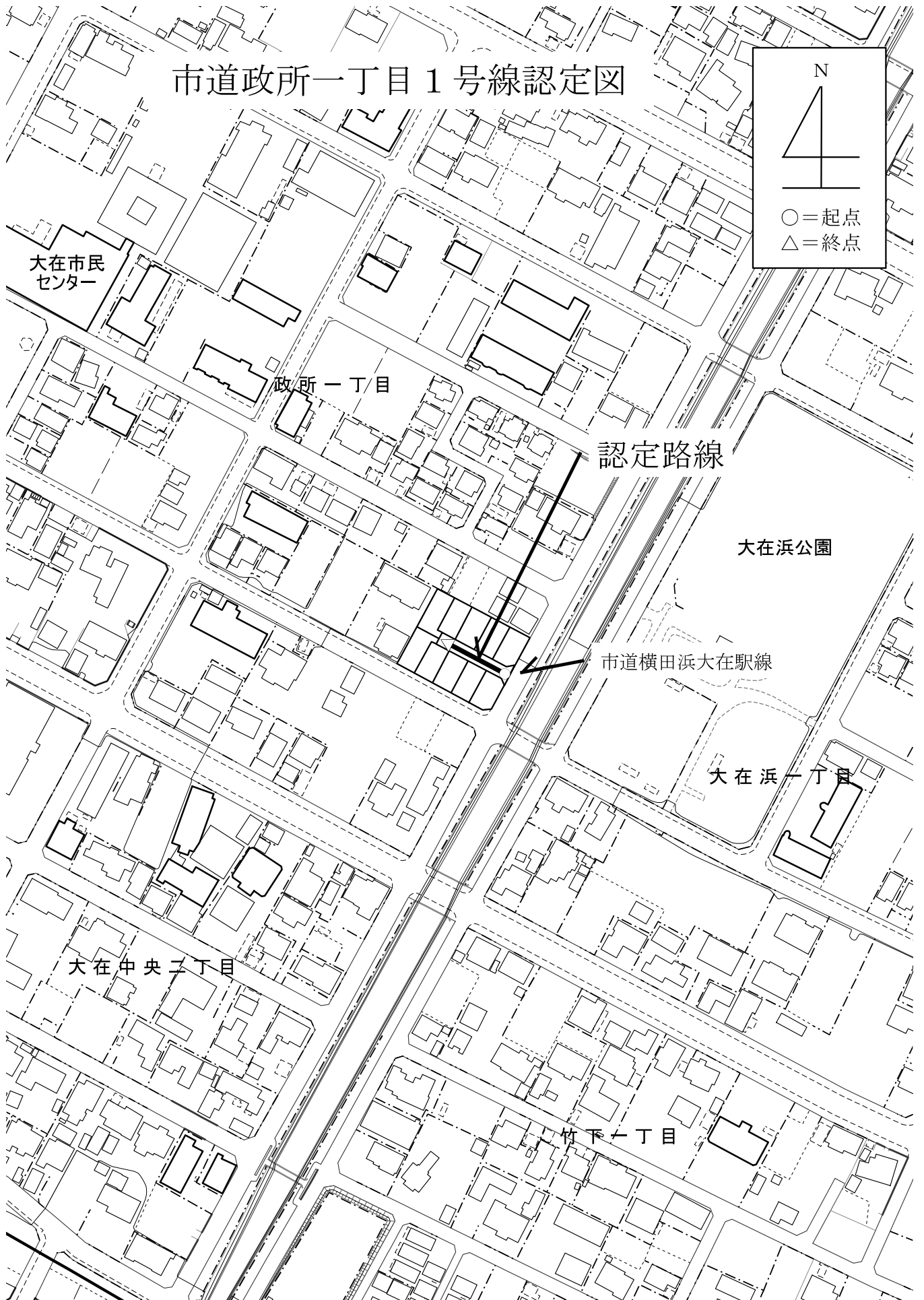
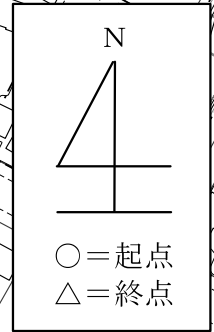
三 佐

認定路線

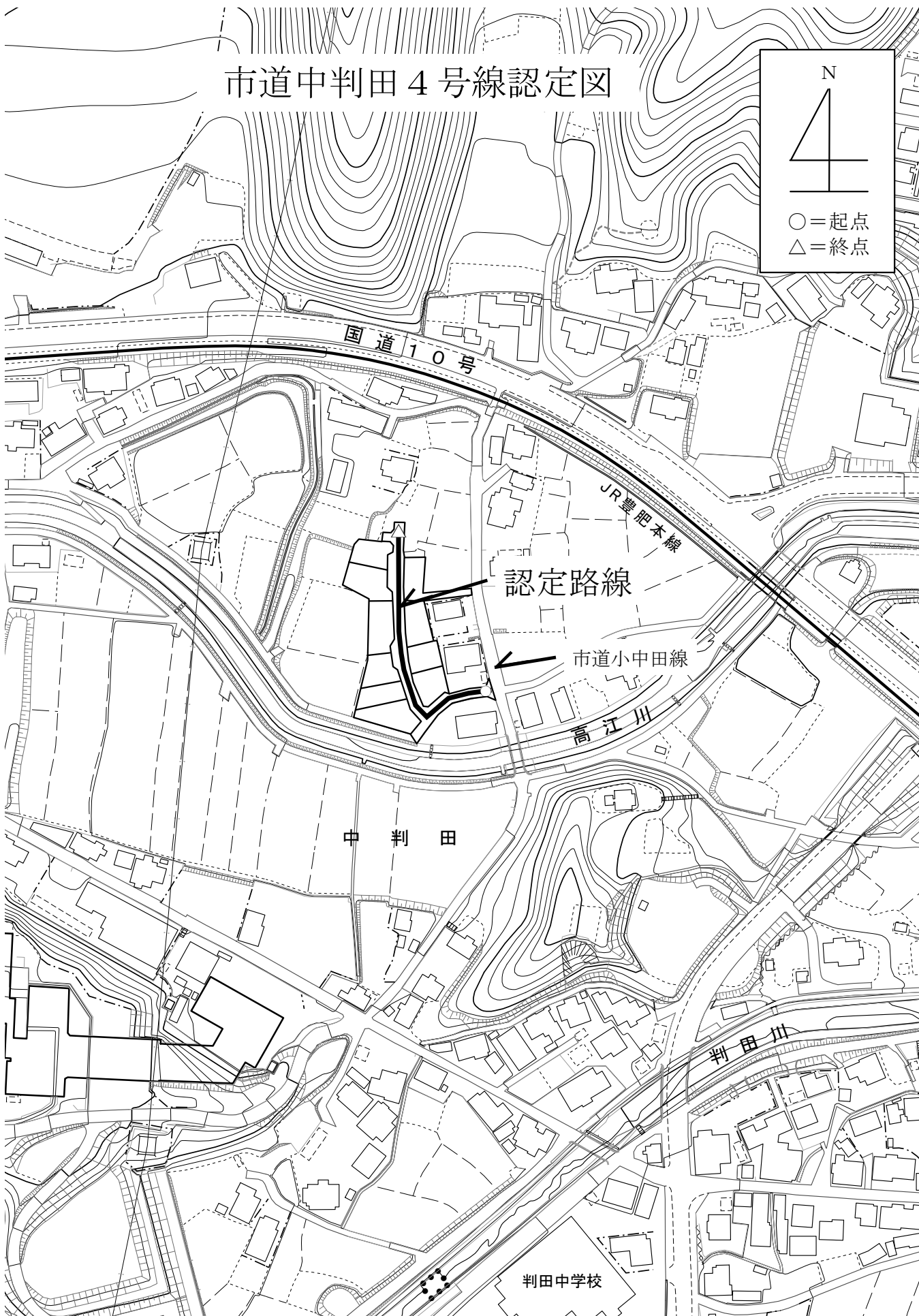
市道三佐船溜線

三  
船  
中  
小

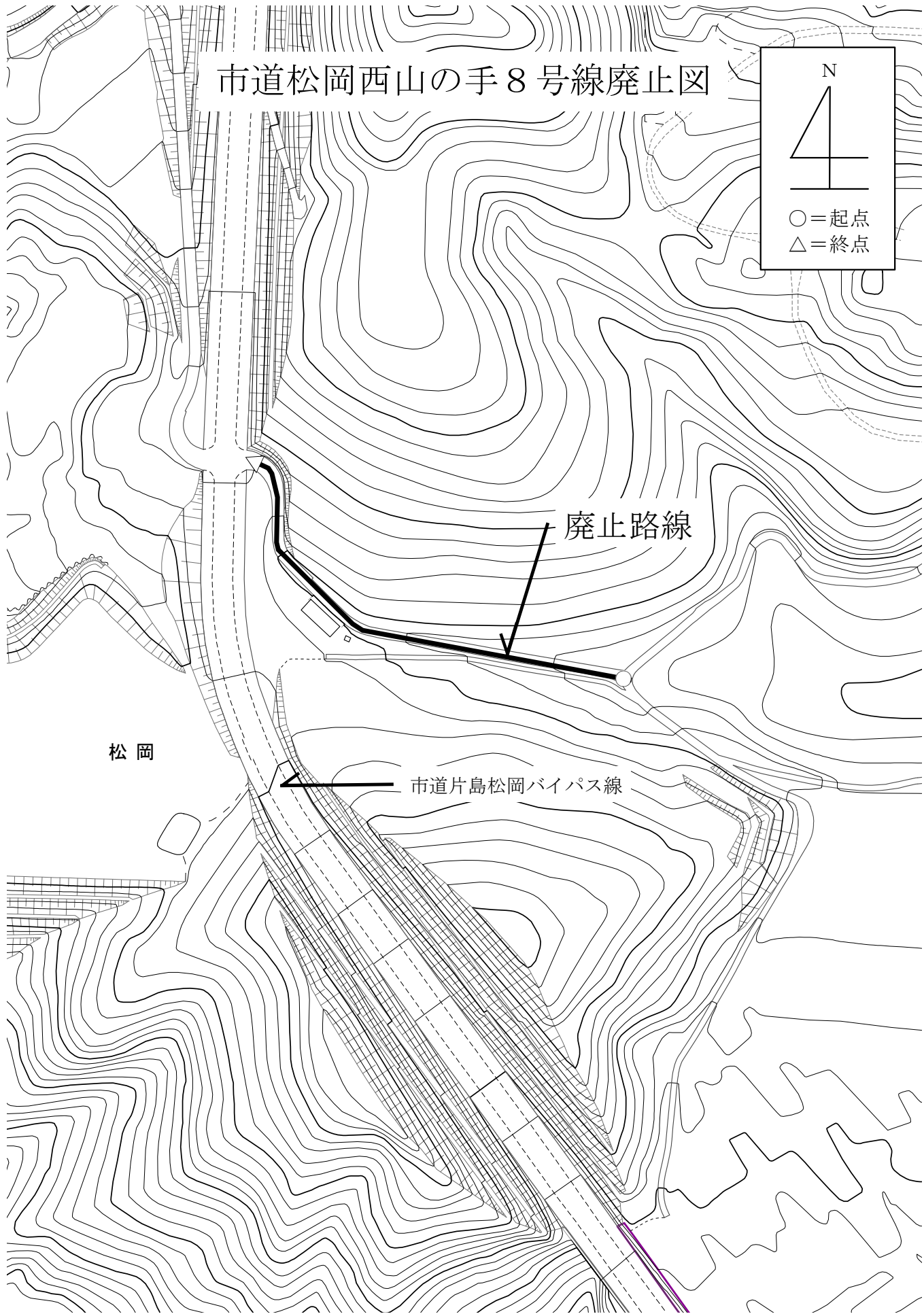
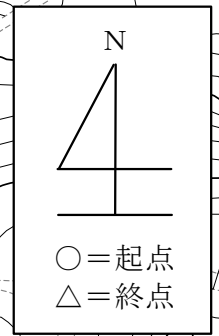
# 市道政所一丁目1号線認定図



# 市道中判田 4 号線認定図



# 市道松岡西山の手8号線廃止図



## 議第 96 号

### 損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 賠償の相手方 大分市  
A
- 2 賠償金額 1,392,825円
- 3 事件の概要

令和4年4月18日午後4時55分頃、大分市三ヶ田町二丁目118番8地先市道三ヶ田南太平寺線上の交差点において、建築課の軽四貨物車が同交差点に進入した際、右方向から直進してきたAさん運転の自転車に接触し、自転車に損害を与えるとともに同人を負傷させたもの。

### 提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

## 議第 97 号

### 損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和5年9月1日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 賠償の相手方 大分市  
A
- 2 賠償金額 662,105円
- 3 事件の概要

令和4年9月20日午後3時35分頃、大分市旭町1番1号大分市旭町文化センターの廊下において、Aさんが通行していたところ、同センターに侵入したスズメバチを駆除しようと同センターの職員がスプレーを噴射したことにより床面が滑りやすくなっていたため転倒し、負傷したもの。

### 提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

## 議第 98 号

### 損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和5年9月1日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 賠償の相手方 大分市  
A
- 2 賠償金額 748,307円
- 3 事件の概要

令和5年1月24日午後4時35分頃、大分市大字竹下1024番地先大分都市計画道路臨海産業道路上において、おおいた魅力発信局の軽四貨物車が走行中、路面の凍結によりスリップし、同道路の歩道の車両感知器柱に衝突したことにより、当該車両感知器柱に接続したアームが車道側に倒れ込んだため、同道路上を走行していたAさん運転の軽乗用車に接触し、同人を負傷させたもの。

### 提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。